

令和6年4月1日適用

重要事項説明書

(園則及び利用契約書)



社会福祉法人 円和会

幼保連携型認定こども園 おおぞら認定こども園

保護者の皆様へ

おおぞら認定こども園の利用契約は、園と保護者との信頼関係の上に成り立ちます。

当園は、子ども達を中心とした「教育・保育施設」です。「大人の態度」や「立ち振る舞い」は、子ども達に多大な影響を与えモラルを逸脱した場合、他の保護者の方にも迷惑をかける事態となります。社会人として常識的礼儀作法によって、お互いに信頼関係が構築できるようお願いいたします。

当園で集団生活を送ることも大切ですが、子どもの生活環境の基礎は家庭にあります。子どもの情緒安定を図るためにも、ご家庭で時間のとれる日は「家族だんらん」の時間を大切にしてください。

当園に対しての、ご意見・ご要望は忌憚なくお申し出ください。

1. 重要事項説明書でお伝えする園の規則他、社会的ルールを必ずお守り下さい。
2. 送迎の際、自家用車の駐車等は重要事項説明書で定める事項をお守り下さい。
3. 暴力行為、大声または暴言、脅迫的行為、セクシャルハラスメントなどの迷惑行為はお断りいたします。
4. 園の敷地内と園舎、並びに送迎時の広場、行事で利用する施設は全て禁煙となっております。喫煙は絶対にお断りいたします。
5. 敷地内において、許可を得ない物品の販売、パンフレット等の配布、掲示、撮影、演説および寄付などの依頼・勧誘などを行うことはできません。

※ 重要事項説明書に記載の内容をお守りいただけない場合は、利用契約解除（退園）となる場合があります。くれぐれもご協力いただきますようお願い申し上げます。

I. 施設の概略

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 円和会
所 在 地	行橋市草野 135-3
電 話 番 号	0930-24-5556
代表者氏名	理事長 清水 寛子

2. 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型 認定こども園
施 設 の 名 称	おおぞら認定こども園
施 設 の 所 在 地	行橋市草野 135-3
連 絡 先	TEL：0930-24-5556 FAX：0930-24-2026
管 理 者	園長 清水 寛子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより 保育を必要とする児童、及び3歳以上の小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童（1号認定） 15人 満3歳以上の児童（2号認定） 53人 満1歳以上満3歳未満の児童 48人 満1歳未満の児童 9人
法人設立年月日	昭和53年8月23日（昭和54年4月1日旧くさの保育園開園）
認定こども園開設年月日	平成28年4月1日
事 業 所 番 号	

3. 事業の目的・運営方針

おおぞら認定こども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の教育・保育を行うことを目的とする。

おおぞら認定こども園基本理念・・・『生きる力』を育む保育

- 基本方針
- ・心身ともに健康な子ども
 - ・あきらめない心を育む
 - ・遊びを中心とし、運動習慣・体力を育む
 - ・自分で考え、表現できる子どもに育む
 - ・食事を通して健康な体・食習慣を育む

4. 当園における施設・設備の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2624.58 m ²
	園庭	934.37 m ²
園舎	構造	木造平屋建て
	延べ面積	899.78 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	4室	ちゅーりっぷ組(満2歳児)、たんぽぽ組(満3歳児) ひまわり組(満4歳児)、さくら組(満5歳児)について各1室
調理室	1室	
ランチルーム	1室	
一時保育・子育て支援室	1室	
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
ホール(遊技場)	1室	135 m ²

5. 職員の体制

職種	員数	備考
園長	1	
副園長	1	
主幹保育教諭	2	
指導保育教諭	2	
指導保育教諭補佐	1	
保育教諭	20	
管理栄養士	1	
栄養士	1	
調理員	2	
その他	4	
合計	35	

6. 教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日 (2) 国民の祝日、国民の休日

3 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

(1) 夏季休園 8月13日から 8月15日まで

(2) 冬季休園 12月29日から 1月3日まで

(3) 春季休園 3月26日から 3月31日まで

(4) 土曜日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他、急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

7. 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) **保育標準時間認定**に係る保育時間 (11時間)

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) **保育短時間認定**に係る保育時間 (8時間)

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) **教育標準時間** (7.5時間)

9時から16時30分までを標準とする。

※ 教育・保育時間外で延長を希望する場合、最大延長 19 時までとし、下記の延長料金を徴収します。

・延長保育利用料 1時間 : 200円 30分 : 100円

※ 登降園時は、必ず保護者の方がお子さんに付き添うようお願いいたします。門が閉まっている場合は、インターホンで名前を伝えて開錠してもらってください。門は必ず閉めてから入ってください。3、4、5歳児は9時30分までに登園できるようお願いします。※お休みの場合、9時30分までに電話連絡をしてください。

また、登降園時は必ず職員とお子さんの受け渡しを行ってください。送迎者が違う場合は必ず電話連絡をしてください。

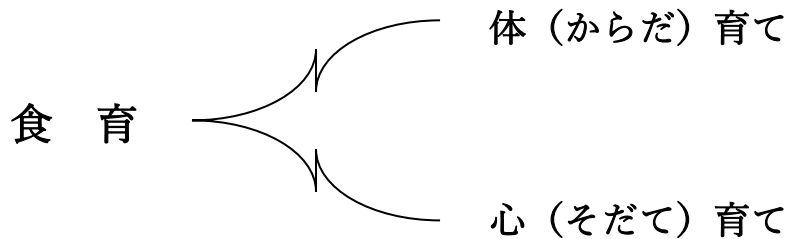
II. 教育・保育の内容

8. 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき前頁7に記載する時間において、教育・保育を提供する。また、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行う。

教育・保育理念

「生きる力」を育む保育・・・そのために取り組むこと



天候の良い日は、外遊びを中心に活動します。300坪の園庭に200坪の畑、400坪の田を利用して、作物を植え・育て・収穫し、子ども達で調理したり給食の材料にしたりして、遊びの環境の中に食育活動を取り入れています。



【教育、保育の基本方針】

教育、保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育、保育要領」に準拠して行うものであるが、教育、保育を実施するにあたり、様々な法規則を遵守し、計画、実行、評価、反省、改善を行う事で、継続的なサービスのより良い提供継続を目指す。子ども及び家庭に対し、分け隔てなく教育、保育を行い、人権を尊重し、プライバシーを保護することを第一義とする。

自然に恵まれた立地条件を活かした保育を行っています。遊びを通して体と心を育て、生きる力を育みます。思い切り遊ぶことによって空腹感を感じ、何でもおいしく食べられるようになります。

はだし保育

冬季以外は、園児、職員共にはだしで過します。足の裏を刺激することにより、免疫力、運動能力向上にとっても効果があります。

絵本の読み聞かせ

図書館司書の先生による「よみきかせの会」（冬場は薪ストーブの前で行うこともあります）・毎月1回

保育教諭による「よみきかせの会」を開きます。保護者の方も是非参加ください。

本園にはたくさんの絵本があります。落ち着いて環境の中でゆっくりと絵本に接します。サイバードリーム以外はテレビやビデオによる保育は行わず、読み聞かせや紙芝居により「落ち着いた情緒」を育みます。

異年齢児交流保育

兄弟が少なくなっている現在、異年齢で交流する時間を設け、年下の子のお世話をしたり、いたわったりする心を育みます。

チャレンジタイム

保育に専門家が関わることにより、幅のある保育・教育を行います。何か一つでも子ども達の自信や豊かな未来につながってくれることを願っています。

サッカー教室

サッカー元日本代表選手の山下芳輝さん（山ちゃん）によるサッカー教室です。世界を経験した山ちゃんならではの、楽しいサッカーの時間です。

・毎月一回



体操の時間（3，4，5歳）

体操担当の男性保育教諭が、鉄棒・跳び箱・マットを中心に指導します。体を動かすことの楽しさや達成感に加え、ルールやマナーといった社会性も学びます。 ・毎週1回

※ その他運動遊びは、毎朝 **8:30**～9:30 の間で毎日行っています。



スイミング教室（5歳）

スイミングスクールに通い、水泳の指導を受けます。水に慣れること、楽しむことを目的にしています。 ・毎月1回



お琴の時間（5歳）

正座をして日本古来の楽器である「琴」を専門の先生から学びます。触れることの少なくなった琴や、着物に触れて音楽や日本文化を楽しみます。秋の市民文化祭では、ひのき舞台で着物を着て発表をします。

・毎月1回



雨谷良子バレエ教室のバレエの時間（5歳）

クラシックバレエの先生からバレエを習います。バレエの基礎である、柔軟運動やリズムに乗って体を動かす楽しさを学びます。

・毎月2回



書道の時間（5歳）

書道の先生から毛筆、硬筆を学ぶ中で、文字の書き順・文字の成り立ちなどを学びます。また、礼儀も指導していただきます。

・毎月1回



英語の時間（全クラス）

英会話教材【サイバードリーム】を導入し、日常の保育の中で遊び感覚で保育教諭と英会話を楽しみます。

認定こども園 給食・食育

食は全ての根源です。卒園までに「味噌汁を作る」を目指して日々の食育に取り組んでいきます。

- ・ 和食を中心としたメニューです。おやつも副食と考え、甘み、刺激の強いものは避け、自然なもので手作りを心がけています。
- ・ 園で使う味噌は、園で子ども達が一部手作りします。
- ・ 園の田んぼで稲作を行います。自分達で育てた無農薬米を給食でいただきます。
- ・ 食材はすべて国産、できる限り無農薬無添加のもの。調味料も無添加のものにこだわっています。
- ・ 玄米ご飯や玄米おにぎり、大豆とイリコの照り煮、手作りせんべい等を出しています。
- ・ 出汁で使った、鰹節はふりかけに、イリコは佃煮、昆布は佃煮や煮物に入れて捨てることなく、全て美味しくいただいています。
- ・ 給食試食会や給食参加を開き、ご家庭と共により良い子どもの健康と食に取り組んでいます。
- ・ 業務用浄水器を使い、おいしく安全な水を使用しています。



食物アレルギーの対応について

- ・食物アレルギーのあるお子さんは、新入園児は入園前までに在園児は進級前までに必ず医療機関を受診し、検査、診断を受けてください。アレルギー除去食や代替え食の提供には、医師による「生活指導管理表」の提出が必要です。生活指導管理表廃止の署名捺印が必要になりますので、必ず医師から交付を受けてください。医師はコピーを保管して必要に応じて施設と連携を図ることとなっております。
- ・アレルギー除去をする場合は除去解除申請書が必要となります。
除去解除申請書は医師の診断、指導により付加試験(過程で複数回食べて、アレルギー症状が出ないことを確認)をして保護者の責任で解除することができます。
- ・園では除去食、代替え食で可能な範囲で対応しますが、お子さんの命を第一と考え、給食で対応できない場合もございます。
- ・当園で提供している給食は、コンタミネーション(汚染レベルの混入)が避けられないのが現状です。また、調理・保育共に人員に限りがあるため、お子さんの「命を守る」ことを第一と考えて、お弁当対応のお願いや、関連する行事やバイキング、ランチルームでの給食を見合わせるなどで対応します。
尚、アナフィラキシーを起こす可能性がある、アナフィラキシーショックを起こした既往歴がある等、重度のアレルギーがあり、服薬管理やエピペン対応が必要なお子さんは、園の施設や人員の体制上、個別対応が難しい場合は、入園をお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

離乳食について

- ・ 初めて口にする食品は必ずご家庭で経験し、その後園で提供することを基本としています。園で初めて食べる食材がないように、月のメニュー表に記入し、担任に渡してください。

【食品摂取状況調査表】

- 離乳の開始から完了までの月齢に、園の離乳食で提供する食品が記載されています。表をもとに月齢にあった食品を摂取し、アレルギー等の心配がなければチェックを入れて、入園前に提出をお願いします。
- 0歳児は入園前（離乳食開始前）に懇談を行います。
- 食品摂取状況調査表は入園後も引き続き使用します。入園後は新たに摂取した食品に、その都度チェックを入れ担任に報告して下さい。
- 離乳食は、月齢や発育に合わせて個別に作るため、園を欠席、遅刻する日は必ず9時30分までに連絡をお願いします。連絡がない場合はお休みと判断し離乳食の提供はできません。
- 乳児の粉ミルクは保護者と話し合いで決めます。
- 哺乳瓶はご家庭で準備して下さい。
- 冷凍母乳は衛生上の問題で基本的にお預かりできません。

保健と衛生管理

1 園児の健康管理

園での活動にスムーズに入れるよう、生活リズムを整えましょう。

- ・夜遅くまで起きている。朝いつまでも寝ている等、不規則な癖を付けないよう就寝・起床時刻たたくし生活リズムを整えましょう。
- ・朝食は、必ず家庭で食べ終わってから登園させてください。
- ・爪が長いと自分だけでなく他人に怪我をさせたり、場合によっては感染症を蔓延させたりする恐れがあります。爪はいつも短く切って、きれいにしてください。

登園時に必ずお知らせください！

ご家庭での様子はいかがですか？

昨夜熱があった。食欲がなかった。怪我をした等、いつもと違った様子があれば、受け入れの際に担当の保育教諭にお知らせください。

- ・発熱
- ・嘔吐下痢
- ・機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い
- ・通院した場合は、病名・症状・病院名

保育中に発熱、嘔吐下痢、顔色が悪い等体調が悪くなったときは早めに連絡をします。

なるべく速やかにお迎えをお願いします。

当園では、天候の良い日は外遊びを中心に、雨の日でも体操教室等で積極的に体を動かす活動をしています。病後や体調不良で、体力が落ちている場合は、ご家庭で静養していただくことをお勧めします。

※ 日々観察の必要なお子さん(アレルギー・喘息・けいれん等)は、必ず入園時にお知らせください。

※ 緊急連絡先が変更になった場合、担当保育教諭に必ず伝えてください。

2 感染症について

認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ早く防ぐことで、子ども達が快適に生活できるよう、配慮することが大切です。お子さんが感染症にかかった場合、医師の診断に従い登園に関しては以下に配慮してください。

- ・感染力が低下し登園しても他の園児への感染源とならないこと。
 - ・子どもの体力・健康状態が園での集団生活に適応できる状態に回復していること。
- 個別対応が不要なこと。

※ 次の病気は、他のお子さんに感染・伝染するのを防ぐため、治るまで休ませてください。

- ① 麻疹 ② インフルエンザ ③ 風疹 ④ 水疱瘡 ⑤ おたふく風邪 ⑥ 結核
⑦ プール熱 ⑧ 流行性角結膜炎 ⑨ 百日咳 ⑩ 腸管出血性大腸菌 ⑪ 急性出血性結膜炎 ⑫ 侵襲性髄膜炎菌感染症 ⑬ 新型コロナウイルス感染症

(インフルエンザなどの感染症が流行しそうな場合は、早めにお知らせします)

- * 園では原則として、薬を預かることが出来ません。園での服用が必要な場合は、医師の診断の上「薬の依頼書」に記入をして担任へ提出してください。(認定こども園における園児への投薬について、参照)
- * 園では、年2回医師による健康診断・歯科検診・尿検査等を行っています。体のトラブルの早期発見・早期治療に努めていきましょう。
- * 毎年、年2回(4月・9月)、健康状態、予防接種の状況の提出をお願いします。

また、病後の登園は疾患により「意見書」が必要になります。書類は園から発行しますので、内容をよく理解したうえで提出してください。

※ 病院によっては、「意見書」の発行が有料となる場合がありますのでご了承ください。



- * 「意見書」はシール帳に挟んでいます。コピーしてお使いください。

認定こども園における園児への投薬について

1. 園における児童への投薬

- 全国的にも保育施設での「薬の飲ませ忘れ」や「誤投薬」が問題になっているようです。

園における園児への投薬は、法律の定める「医療行為」に当たる場合があるので、保育教諭は園児への投薬を行いません。

従って、原則として園では薬をお預かりしません。

- 医師の診察を受けるときは、お子さんが現在、認定こども園に通っていて園では原則薬を飲むことができないことをお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくても済むような処方依頼を依頼してください。

どうしても保育時間中に薬を服用しなければならない場合は、保護者が来園して子どもへ投薬をして頂くことになります。

ただし、慢性疾患の日常における投薬や処置については、厚生労働省の「保育所保育指針」によって、子どもの主治医又は園の嘱託医の指示に従うとともに、保護者及び園相互の連携が必要ですので、協議の上対応を検討します。

※ 連携のうえ投薬が必要となった場合、以下の注意事項を遵守してください。

- ① 医師の指示に基づいた薬のみ取り扱います。市販薬の取り扱いはできません。
- ② 症状を判断して投薬するもの（熱、咳、発疹等を判断して投薬するもの）副作用の危険性や投薬量の調整のための連続的な経過観察が必要なものは投薬できません。
- ③ 座薬・目薬・外用薬(ステロイド等副作用のある物)は投薬できません。
- ④ 必ず保護者が担当保育教諭へ手渡ししてください。(子どもの体調を伝え、当日投薬する分だけをお渡しください)
- ⑤ 薬の服用を嫌がったり、飲ませた薬を吐いたりしても園では責任を負いかねます。
- ⑥ 投薬依頼の一切については、保護者の方の責任となります。ご了承ください。

乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守る為に

【SIDS（乳幼児突然死症候群）とは？】

それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気で、日本では、毎年 150 人前後の赤ちゃんがこの病気で亡くなっています。これは生まれてきた赤ちゃんの約 2 千人に 1 人の割合です。そのほとんどが 1 歳未満の乳児期の赤ちゃんに起きています。原因は、まだよくわかっていませんが、育児環境の中に SIDS の発生率を高める因子のあることが明らかになってきています。

【園で留意していること】

- 赤ちゃんを一人にしません
- 保育教諭や保育士が見回り、0 歳は 5 分ごと、1 歳・2 歳は 10 分ごとに様子を観察し記録します。
- ベッドの周りには、紐やタオルなど、危険なものは置きません。
- 定期的に健康診断を行い、お子さんの発達の様子を把握しています。
- うつぶせ寝で寝かせないようにしています。

気を付けて！

・あおむけで寝かせましょう！

研究者の調査より、うつぶせに寝かせたときのほうが SIDS の発生率が高いと言われています。しかし SIDS は、あおむけ寝でも実際に起こりますし、うつぶせ寝が直接的な原因というわけではなく、なぜうつぶせ寝が SIDS のリスクを高めるかは不明です。赤ちゃんの異変にすぐに気付けるようにあおむけに寝かせましょう。

・タバコはやめよう！

SIDS の発症率は、家族に喫煙者がいる場合と喫煙者がいない場合に比べて、約 4.7 倍にも増加するといわれています。これは周囲にいる人がタバコの煙を吸ってしまう受動喫煙によるものと考えられており、乳幼児突然死症候群の原因とも言われています。他にも受動喫煙によるお子さんへの影響は大きく、特に呼吸器系への影響、急性気管支炎や肺炎、喘息などを引き起こし、発作の回数を増やす原因にもなります。また、鼻や耳の線毛運動機能も低下するため、慢性副鼻腔炎（蓄膿症）や扁桃肥大、中耳炎が起りやすくなり、さらに免疫力が低下するので風邪にもかかりやすくなり虫歯、発育障害、知能低下、低身長など、タバコの害は多岐に渡ります。今は医療保険でやめられますので家族や周りの人のためにもタバコはやめましょう。

・できるだけ母乳で育てよう

厚生労働省では、SIDS の予防法として「出来るだけ母乳で育てること」も提唱しています。母乳で育てられている赤ちゃんは、人工乳（粉ミルク）で育てられている赤ちゃんと比べて SIDS の発症率が低いという報告があるためです。ただし、人工乳自体が SIDS を引き起こすわけではありません。赤ちゃんの体重が増えていない時は、必要以上に母乳にこだわらず、人工乳を上手に利用しましょう。

Ⅲ家庭との連携

9. 入園

(1) 1号認定申し込みの場合

保護者は園に利用申請を申し込み、園が面接・判断し入園内定をします。入園希望が定員を上回る場合、抽選により選考を行います。

保護者は園を通して該当市区町村へ利用認定申請書を提出し、市区町村から園を通じて「認定証」を受け取り、園と直接契約を交わします。

入園は、毎月1日からの入園となり月途中では入園できません。

(2) 2号、3号認定申し込みの場合

保護者は該当市区町村に希望園と利用認定の申請をします。市区町村が保護者の「保育の必要性」を認めた場合、「認定書」が発行され、園と保護者に通知されます。

保護者は園との面談を経て入園決定後、園と直接契約を交わします。

10. 転園、退園

転園・退園される場合、予定がわかり次第お知らせください。どちらの場合も退園届の提出が必要です。

11. 利用料金

(1) 特定教育・保育にかかる利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別に定める費用を負担していただきます。（保育材料費等）

※詳細については別表参照

(3) (1)(2)に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（いわゆる実費徴収）について、その都度保護者に、使途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いをしていただきます。

1 2. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了します。

- (1) 利用園児が小学校に就学したとき。
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。(主に2号、3号認定の方)
- (3) 保育料の滞納が著しく、園において適切な請求や督促を行ったにもかかわらず、保育料の滞納が改善されないとき。
- (4) 上記のほか、園との利用契約に定める義務の不履行や背信行為、園の施設への損害の発生、社会常識を逸脱した行為、その他園との利用契約の継続に重大な障害や困難が生じたとき。

1 3. 登降園について

① 入退場時

園内への不審者侵入を防ぐため保育時間中門はオートロックになっています。

- ・ 登園時 午前7時～9時30分まで 正門を開けています。
- ・ 降園時 午後3時30分～6時まで 正門を開けています。

上記以外の時間は正門を閉めています。インターホンで呼び出してください。

名前、顔を確認後、ロックを解除し入場していただきます。

※ 門は子どもが飛び出したり手や指を挟んだりしないよう、必ず保護者が開け閉めを行ってください。

② 欠席や、登降園が遅くなる時

欠席の場合、朝9時30分までに。登降園が遅れる場合は、都度電話連絡をお願いします。

③ 送迎する保護者に変更のある場合

登録されている保護者以外の方が送迎される場合、必ず事前に連絡をお願いします。登録が無く保育教諭と面識のない方がお迎えに来られても、お子さんを引き渡すことはできません。

1 4. 送迎時について

駐車場では互いに譲り合い、安全に努めてください。

- ・ 園前の道路に対し、車はバック駐車をお願いします。前向き駐車をされると、子どもの乗降車時や、他の車の出入りの時に大変危険です。
- ・ 車から離れるときは、必ずエンジンを停止してください。また、季節を問わず、車内に子どもを残したまま園に入らないでください。
- ・ 送迎時は込み合い、通勤通学等の自転車も通ります、徐行運転をお願いします。
- ・ お子さんは、必ずチャイルドシートに座らせてください。6歳未満の乳幼児はチャイルドシートの装着が、法律で義務付けられています。子どもの命を守るため、発達に応じたチャイルドシートを、正しく装着して使用してください。
チャイルドシートを装着してなかったり、子どもを抱えて運転していたり等、交通ルールが守られていない場合、警察から指導が入る場合があります。必ずチャイルドシートを装着・使用してください。
- ・ 車から園の玄関まで、玄関から車までは必ずお子さんと手をつなぎ、目を離さないようにしましょう。
- ・ 正門前は特に飛び出しに注意し、保護者より先に出て行かないよう指導をお願いします。

15. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	矢津内科消化器クリニック
医 院 長 名	矢津 剛
所 在 地	福岡県行橋市行事7丁目19番地6号
電 話 番 号	0930-22-2524

(2) 歯科

医療機関の名称	加茂デンタルクリニック
医 院 長 名	加茂 誠
所 在 地	福岡県行橋市行事7丁目12-21
電 話 番 号	0930-25-4560

(2) 薬剤師

医療機関の名称	かわかみ薬局
医 院 長 名	川上 幸治
所 在 地	福岡県行橋市西宮市2丁目11-30
電 話 番 号	0930-26-0700

16. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

また、虐待等が疑われる状況を発見した際には、行政窓口へ連絡いたします。

17. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口担当者 宮崎 千恵子 ・ ご利用時間 8:00～18:00 ・ 電話番号 0930-24-5556 ・ F A X 0930-24-2026 <p>担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。</p>				
	第三者委員	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">細川 尊弘</td> <td>電話番号 080-3155-9223</td> </tr> <tr> <td>石井 英治</td> <td>電話番号 080-3155-8851</td> </tr> </table>	細川 尊弘	電話番号 080-3155-9223	石井 英治
細川 尊弘	電話番号 080-3155-9223				
石井 英治	電話番号 080-3155-8851				

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。																
防災設備	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・ 自動火災報知機</td> <td>有</td> <td>・ 誘導等</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ ガス漏れ報知器</td> <td>有</td> <td>・ 非常警報装置</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ 非常用電源</td> <td>有</td> <td>・ スプリンクラー</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>・ その他、カーテン・敷物・建具等の防災処理</td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> </table>	・ 自動火災報知機	有	・ 誘導等	有	・ ガス漏れ報知器	有	・ 非常警報装置	有	・ 非常用電源	有	・ スプリンクラー	無	・ その他、カーテン・敷物・建具等の防災処理			有
	・ 自動火災報知機	有	・ 誘導等	有													
	・ ガス漏れ報知器	有	・ 非常警報装置	有													
	・ 非常用電源	有	・ スプリンクラー	無													
・ その他、カーテン・敷物・建具等の防災処理			有														
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。																

19. 災害時の避難場所

地震・火災時	園庭に避難します。
台風・水害時	園内で待機します。
<p>当園は自然に恵まれ、山や川、田んぼに囲まれた環境にあります。</p> <p>台風や水害が発生した場合、園前の小波瀬川が氾濫する可能性があります。</p> <p>送迎時の安全確保の為に、<u>他の園より早くお迎えの案内をする場合があります。</u></p>	

20. その他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は全て禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

IV 準備と案内

持ち物 どんな物にも名前の記入をお願いします。

制 服	園指定のもの。(3, 4, 5歳)
かばん	園指定のもの。荷物を入れて毎日持ち帰ります。
バッグ	金曜日に制作物や着替えを入れて持ち帰ります。
シール帳	登園記録
育児日記	ご家庭との連絡ノートです。
おたより帳	※ 育児日記 (0・1・2歳) おたより帳 (3・4・5歳)
お知らせ袋	おたより類、集金袋等を入れます。
ハンカチ	ポケットに入れてください。
水 筒	中身がなくなった場合、園で水を補充します。
ナフキン・コップ	コップ、歯ブラシをナフキンで包んでください。(3, 4, 5歳、風呂敷包みの練習をします)
着替え	服上下4枚・下着3枚程度をご準備ください。(汚したものはビニール袋に入れて持ち帰ります。汚れても破れても良い服装でお願いします。)
カラー帽子	クラスカラーのものを購入。 金曜日に持ち帰ります。土曜保育の場合は当日持たせてください。
おむつ・おしりふき	無償です。園でパンパースを準備しています。
手拭きタオル	0～2歳児のみ。(掛けられるようループを付けてください)
シーツ	0～2歳児のみ。(金曜日に持ち帰って洗濯してください)

* スカート、パーカー、オーバーオール、サンダルは禁止です。

動きやすいスニーカーで、汚れても破れても惜しくない服装でお願いします。

* 3歳児以上は制服です。きちんと着用し、身だしなみを整えて登園してください。

クラス紹介

クラス名	年 齢	帽子の色
さくら組	5 歳	おれんじ
ひまわり組	4 歳	みずいろ
たんぽぽ組	3 歳	あか
ちゅーりっぷ組	2 歳	きみどり
つぼみ組	1 歳	びんく
	0 歳	きいろ

保護者会

子ども達の幸福と保護者の親睦を目的とし、保護者の皆様が運営しています。4月に役員改正を行い、各クラスから役員を数名決めています。

年間行事予定

<p>4月 1日(月) *入園式、進級式 未定() *親子ふれあい 23日(火) 端午の節句 内科検診 歯科検診</p> <p>5月 9日(木) 花祭り 未定() *親子ふれあい</p> <p>6月 1日(土) *ファミリンピック 7日(金) 田植え 歯の衛生週間</p> <p>7月 未定() オマチマンコンサート 5日(金) 七夕祭り 21日(日) *九十九さんコンサート 未定() *親子ふれあい</p> <p>8月 11日(日) *防災フェス</p> <p>9月 未定日() 稲刈り</p>	<p>10月 未定(土) *琴発表会 26日(土) *文化フェス 内科検診 歯科検診</p> <p>11月 7日(木) 収穫祭</p> <p>12月 19日(金) *もちつき 25日(水) クリスマス会</p> <p>1月 お正月遊び 10日(金) 書初め</p> <p>2月 3日(月) 節分 7日(金) *マラソン大会</p> <p>3月 1日(金) 誕生日会・ひな祭り 8日(土) *体操教室発表会 15日(土) ~ 16日(日) お別れ遠足・お泊り・卒園式 22日(土) 修了式</p> <p>(毎月の行事) お誕生日会 健康診断 避難訓練・消防訓練</p> <p>※ その他、観劇や季節ごとの行事を予定しています</p>
--	--

- ・ 行事はその年により変更することがあります。
- ・ *印は保護者参加（または参加可）の行事です。
- ・ 毎日が作品展！ 制作をした際は園内に展示しますので、是非ご覧ください。
- ・ 行事は天候により、日程を変更することがあります。

(別表)

保育料は市町村が定める金額とするが、その他利用料などについては次の通り実費徴収とする。

○教育時間認定（1号）

項 目	金 額	備 考
保育料		各市町村の利用料に準ずる
教材費・制服・体操服など	実費	
教育費		
3 歳	500円/月	
4 歳	500円/月	
5 歳	500円/月	
アルバム代	1,000円/月	5歳児のみ
給食費	5,500円/月	主食1,000円 副食4,500円
保護者会費	500円/月	
居残り保育料		
16：30～19：00	30分 100円	
土曜日 預かり保育料		
9：00～16：30	500円/半日 1,000円/日	

※ スイミングについては、5歳児クラス進級時に年間保険料650円を頂きます。

○保育時間認定（2号、3号）

項 目	金 額	備 考
保育料	—	各市町村の利用料に準ずる
給食費	6,000円/月	主食1,000円 副食5,000円
教材費・制服・体操服など	実費	
アルバム代	1,000円/月	5歳児のみ
保護者会費	500円/月	
延長保育料（短時間保育認定者のみ）		
16：30～19：00	30分 100円	

おおぞら認定こども園 利用契約約款

社会福祉法人 円和会 幼保連携型認定こども園（以下「甲」という。）と（保護者名）（以下「乙」という。）は、おおぞら認定こども園における幼児教育・保育の利用開始に当たり、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、甲の運営するおおぞら認定こども園に入園する児童（以下「園児」という。）について、甲が提供する幼児教育・保育その他の便宜に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 甲は、園児に対し、教育基本法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）の示すところに従い、幼児教育・保育を提供するとともに、乙は甲に対し保育料及びその他提供される幼児教育・保育に関連する便宜に要する費用を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、**利用契約書**のとおりとし、毎年更新します。

第3条 甲は、重要事項説明書に記載されている内容及び開所時間において、幼児教育・保育を提供します。なお、個別の契約内容については**利用契約書**及び本書に定めるとおりとします。

（利用契約時間等）

第4条 利用する曜日、時間は重要事項説明書の6項、7項のとおりとします。

2 前項の契約時間を超えて、緊急その他やむを得ない理由により保育が必要になった場合は、乙は事前に当園へ連絡するものとします。

3 乙は、園児が欠席又は遅刻（園児の登園が午前9時30分以降となる場合をいう。）となる場合は、午前9時30分までに甲が定める連絡先へ連絡するものとします。

(利用料金)

第5条 乙は、幼児教育・保育サービスの対価として、支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額保育料）と、園が定める主食代（給食費）を甲に支払うものとしします。

2 月の途中で入園又は退園した場合、その月の利用料金については、前項の利用者負担額（月額保育料）を在籍日数に応じ日割計算で算定するものとしします。

3 甲は、緊急その他やむを得ない理由等により施設型給付費の法定代理受領ができない場合は、乙から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとしします。この場合、乙が、支給認定証の発行を行った市町村から適切に教育・保育給付を受けられるよう、甲は特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとしします。

4 乙は、前3項に掲げる額その他、**利用契約書**に記載する幼児教育・保育の提供における便宜に要する費用を当園に支払うものとしします。

5 甲は、**利用契約書**に記載する費用の請求にあたっては、乙が保育の利用を開始する前に、あらかじめ乙に対し重要事項説明書にあるサービスの内容、金額その他支払いを求める理由について説明を行い、同意を得るものとしします。

(利用料金の支払方法)

第6条 乙は前条に定める利用料金を、毎月27日締め当月27日払いにて銀行振り込みまたは口座振替の方法で支払うものとしします。

2 退園する場合の利用料金については、前項に関わらず、甲は利用料金の明細及び支払期限を付して退園の当月末までに乙に請求し、乙は甲の定める支払期限までに甲へ銀行振り込みまたは口座振替の方法で支払うものとしします。

3 甲は、乙から利用料金の支払いを受けたときは、乙に領収証を発行します。なお、口座振替をご利用の場合、通帳記帳（福銀：オオゾラ、その他金融機関：三菱 UFJ ファクター）をもって領収書の代わりとしします。

(説明義務)

第7条 甲は、利用契約の内容について、乙からの質問等に対して適切に説明します。

第8条 甲は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密（個人情報）を保持します。

2 甲の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容としています。

3 甲は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により乙の同意を得ることとします。

(利用契約の終了)

第9条 乙は、第2条に定める契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の14日以上前までに文書で甲に通知することにより、この契約を解除することができます。また、甲又は甲の職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、乙はただちに契約を解除することができます。

(1) 正当な理由なく重要事項説明書及び当該利用契約書に定める幼児教育・保育サービスを実施しない場合

(2) 秘密の保持（守秘義務）に違反した場合

(3) 法令等の社会信義に反した場合

2 甲は、事業所の休止又は廃止等のやむを得ない事情がある場合には、乙に対し、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし乙が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

(1) 乙が甲に支払うべき幼児教育・保育サービスに係る利用料金を3ヶ月分以上滞納し、期間を定め催告したにもかかわらず支払わない場合

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により乙の支給認定が取り消された場合

(3) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができない場合

(4) 上記のほか、本契約、重要事項説明書に定める義務に違背し、合理的な期間が経過しても当該義務違反が解消されなかった場合。

(損害賠償)

第10条 甲は、幼児教育・保育の提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び乙の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 甲は、幼児教育・保育を提供するにあたって、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

(協議事項)

第11条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係諸法令の定めるところに従い、乙と誠意をもって協議するものとします。

(重要事項説明確認)

第12条 契約の締結に当たり、甲は乙に対し、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

(その他留意事項等)

第13条 当該利用契約に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、甲が作成する重要事項説明書において提示するものとします。

個人情報について

個人情報保護法の遵守を徹底し、皆様からお預かりした個人情報の漏洩、改ざん等を防止するため個人情報は厳重な管理に努め安心してご利用いただけるよう誠意努力しております。

写真に関するお願い

本園では、お子さん達の記念写真やイベント写真を、印刷物に掲載したり HP に掲載したりします。

お子さんの写真を掲示しないでほしいという方は遠慮なく申し付けください。

切り取り

上記、おおぞら認定こども園、個人情報について
記入日 ____年__月__日

同意します。

同意しません。 (※ 注意内容)

児童名 :

保護者名 :

おおぞら認定こども園



※ 行橋駅より、徒歩 20 分程度

〒824-0061 福岡県行橋市草野 135 - 3

社会福祉法人 円和会

幼保連携型認定こども園 おおぞら認定こども園

理事長・園長 清水 寛子

TEL 0930-24-5556

FAX 0930-24-2026

利用契約書

1号

1 契約期間（第2条関係）

令和6年 月 1日から令和7年 月 3 1日までとします。

2 利用する時間（第4条第1項関係）

園が発行する、重要事項説明書 7 教育・保育の提供する時間（3）に準じた時間とする。

利用者負担金（第5条第4項及び第5項関係）

1 全員が対象となるもの

園が発行する、重要事項説明書（別表）教育時間認定（1号）に準じた内容とする。
給食費が掛かります。副食費+1,000円/月額いただきます。

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

時間外保育に係る利用者負担金

- ・時間外保育料、居残り保育及び土曜預かり保育料に関しては、別途月毎に精算させていただきます。

※利用契約書の内容を承諾し契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 6年 月 1日

甲

施設名：社会福祉法人 円和会 幼保連携型認定こども園 おおぞら認定こども園

所在地 福岡県行橋市草野 135-3

代表者 理事長 清水 寛子 印

乙

保護者住所

児童氏名

保護者氏名 印

利用契約書

2、3号

1 契約期間（第2条関係）

令和6年 月 1日から令和7年 月 31日までとします。

2 利用する時間（第4条第1項関係）

市が発行する、「**特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書**」に準じた内容とする。

利用者負担金（第5条第4項及び第5項関係）

1 全員が対象となるもの

市が発行する、「**特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書**」に準じた内容とする。

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

時間外保育に係る利用者負担金

- ・時間外保育料、延長保育及び預かり保育料に関しては、別途月毎に精算させていただきます。

3 3歳児以上

給食費が掛かります。 副食費＋1,000円／月額いただきます。

※利用契約書の内容を承諾し契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 6年 月 1日

甲

施設名：社会福祉法人 円和会 幼保連携型認定こども園 **おおぞら認定こども園**

所在地 福岡県行橋市草野 135-3

代表者 理事長 清水 寛子 印

乙

保護者住所

児童氏名

保護者氏名 印